様式 5 助産所開設許可事項中一部変更届出書(非助産師開設助産所用)の記載事項

事案	厚生労働省令で定める開設届出事項を変更する場合
根拠法令	医療法施行令第4条第1項及び同法施行規則第2条第3項
	医療法施行令第4条の2第2項及び同法施行規則第3条第2項
提出期限	変更後 10 日以内
提出窓口	助産所の所在地を管轄する保健所
添付書類	1 開設者の住民票 (開設者が法人であるときは、法人登記簿謄本)
	2 新たな定款、寄附行為又は条例
	3 管理者の助産師免許証の写し(原本持参)及び履歴書
	4 管理者の再教育研修修了登録証の写(原本持参)
	5 新たな嘱託医師に係る「嘱託した旨の書類」
	6 新たな嘱託医療機関に係る「嘱託した旨の書類」
	7 業務形態の変更により新たに入所又は来所室を設置する場合は、
	敷地平面図、周辺の見取り図及び建物平面図
提出部数	1部
手数料	なし

様式の記載要領及び留意事項		
「開設者」欄		
開設者住所	1 開設者の住所とは、	
	・法人の場合は、定款上の主たる事務所の所在地を記載する。	
	・個人の場合は、個人の所在地(住民票のある住所地)を記載する。	
氏名	1 開設者の氏名とは、	
	・法人の場合は、法人の名称及び代表者の職・氏名を記載する。	
1. 開設者の住所及び	1 法人の場合の住所は、定款上の主たる事務所の所在地を記載する。	
氏名	「〇丁目〇番〇号」、「〇番〇号」と省略せずに記載する。	
	2 法人の場合の氏名は、法人の名称を記載する。	
	(注) 代表者の職・氏名は記載しないこと。	
2. 助産所の名称	1 開設届又は変更届に記載されているとおりの名称を記載する。	
3. 開設の場所	開設届又は変更届に記載されているとおりの住所等を記載する。	
	1 「○丁目○番○号」、「○番○号」と省略せずに記載する。	
	2 ビル内での開設の場合は、「○×ビル○階」とビルの名称と階数まで記載する。	
4. 変更事項	1 該当する変更事項欄の□にレ(チェックマーク)を記載する。	
5. 変更理由	1 変更理由を詳細に記載する。	
6.変更年月日	1 変更した日を記載する。	

7. 変更内容	
①開設者の住所及び	(住所)
氏名(法人であると	1 開設者が法人の場合は、定款上の主たる事務所の所在地を記載する。
きは、その名称、主	「〇丁目〇番〇号」、「〇番〇号」と省略せずに記載する。
たる事務所の所在	2 開設者が助産師以外の個人の場合は、個人の住所地(住民票記載の住所)を記載
地、代表者職及び氏	する。
名)	「○丁目○番○号」、「○番○号」と省略せずに記載する。
	(氏名)
	1 開設者が法人の場合は、法人の名称を記載する。
	※代表者の職・氏名は記載しないこと。
	2 開設者が助産師以外の個人の場合は、個人の氏名を記載する。
	(留意事項)
	・この届出による開設者の名称の変更については、法人の組織の変更を伴わない名称
	変更や個人の婚姻による改姓など、開設者そのものの交代のない場合に限る。
	なお、開設者の交代の場合は、旧開設者の助産所をいったん廃止し、新開設者によ
	り新たに助産所を開設する手続きが必要です。
	法人の合併、組織変更等に伴う名称変更の場合で、医療法の手続きについて、どの
	手続きが必要なのか、保健所と事前相談し、助言・指導を受けてください。
②助産所の名称	1 医療法に違反する名称でないこと。
	・原則として、開設者の姓を冠すること
	(開設者の姓)助産所、または、(開設者の姓)助産院
	・原則として、地名を使用しないこと。
	・その他、医療広告ガイドラインに反したり、患者の誘導を図り、虚偽誇大な宣伝
	となるような名称や一般に普及していない言葉、意味が不明瞭な外国語・合成語は
	使用しないこと。
③定款、寄附行為又は	
条例(開設者が法人 であるとき)	類により定款・寄附行為・条例などと名称が異なる)が変更となったときには、新し い定款等を別紙で添付すること。
④管理者の住所及び	1 管理者助産師個人の住所地(住民票記載の住所)を記載する。
氏名	「○丁目○番○号」、「○番○号」と省略せずに記載する。
	2 氏名は、管理者助産師個人の氏名を記載する。
	(留意事項)
	・管理者の改姓、引越し等管理者が交代しない場合のほか、管理者の交代の場合もこ
	の届を使用して管理者の変更を届け出ます。
⑤嘱託医師の住所及	1 嘱託医師個人の住所地(住民票のある住所地)を記載する。
び氏名等	「○丁目○番○号」、「○番○号」と省略せずに記載する。
	2 氏名は、嘱託医師個人の氏名を記載する。
⑥嘱託病院又は診療	1 嘱託病院又は診療所の所在地を記載する。
所の所在地及び名	「〇丁目〇番〇号」、「〇番〇号」と省略せずに記載する。
称等	2 名称は、医療法に基づき届出されている正式名称を記載する。
⑦嘱託医師による対	1 嘱託病院又は診療所の所在地を記載する。
応が困難な場合の	「○丁目○番○号」、「○番○号」と省略せずに記載する。
ための嘱託病院又	2 名称は、医療法に基づき届出されている正式名称を記載する。
は有床診療所の所	
在地及び名称等	患者を入院させるための施設を有する病院又は有床診療所でなければならない。
⑧助産所の形態	1 業務の形態、分娩の取扱いの有無に変更のある場合は、この⑧の欄を使用して変
	更の届出をする。
	(留意事項)
	新たに分娩を取扱う場合は、同時に⑤と⑦または⑥と⑦の項目も届け出ること。

様式5

添付書類の記載要領	
開設者の住民票	1 開設者の住民票を添付する。 (発行日から6ヶ月以内)
(個人の場合)	住所、氏名、生年月日、男女の別、世帯主、戸籍の表示の記載があるものに限る。
(III // III // I	個人番号の記載がないものに限る。
開設者の法人登記簿	1 開設者が法人の場合は、法人登記簿謄本を添付する。(発行日から6ヶ月以内)
謄本 (法人の場合)	
新たな定款、寄附行為	1 法人の代表者により原本証明すること。
又は条例	(例)
	この定款は原本と相違ありません。
	○年○月○日
	医療法人〇会 理事長 〇〇 〇〇
	・添付した定款等の表紙に上記内容の記載及び押印をすること。
	・法人の名称、代表者の職・氏名及び印は、開設許可(届出)事項中一部変更届の記
	載及び使用した印にあわせること。
管理者の助産師免許	1 窓口において、添付する免許証の写しの原本照合を行うため、届出時には助産師
証の写し、再教育研修	免許証の原本もあわせて持参すること。
修了登録証の写し	2 氏名・本籍地が変更し、免許証の記載事項の書換えがなされている場合、裏面に
	も記載のある場合があるので、その場合裏面の写しも必要。
管理者の履歴書	1 氏名、生年月日、現住所、学歴、職歴(就・退職の旨を明記する)の記載をする
	こと。
嘱託医師に係る「嘱託	様式は自由
した旨の書類」	嘱託に関する合意を裏付ける書類等は不要であること
嘱託医療機関に係る	様式は自由
「嘱託した旨の書類」	嘱託に関する合意を裏付ける書類等は不要であること
敷地の平面図	1 敷地面積が分かるよう、敷地平面図の中に寸法・面積等を記載する。
周囲の見取り図	1 助産所の場所が明確に分かる見取図を添付する。 (市販の地図の写しでも可)
	2 最寄り駅、バス停などを記載する。
建物の平面図	1 助産所全体の平面図を添付し、助産所面積を記載する。
	助産所が2階以上にわたる場合、各階の平面図を添付する。
	2 各室の寸法、床面積及び室名を記載する。
	3 助産所部分が明確に分かるよう、赤で囲む。

(参考法令【抜粋】)

○医療法施行令第4条第1項

助産師でない者で助産所を開設したものは、開設者の住所又は氏名その他厚生労働省令で定める事項に変更を生じたときは、10 日以内に、助産所所在地の都道府県知事(保健所設置市の市長)に届け出なければならない。

○医療法施行規則第2条第3項

前項の者(助産師でない者で助産所を開設したもの)が、令第4条第1項の規定により都道府県知事(保健所設置市の市長)に届け出なければならない事項は、第1項第1号、第2号及び第7号に掲げる事項とする。

○医療法施行令第4条の2第1項

助産所の開設許可を受けた者は、助産所を開設したときは、10 日以内に、開設年月日、管理者の住所及び 氏名その他厚生労働省令で定める事項を、助産所所在地の都道府県知事(保健所設置市の市長)に届け出な ければならない。

提出部数 1部

様式5

○医療法施行令第4条の2第2項

前項の者は、同項の規定により届け出た事項のうち、管理者の住所及び氏名その他厚生労働省令で定める 事項に変更を生じたときは、10 日以内に、助産所所在地の都道府県知事(保健所設置市の市長)に届け出な ければならない。

○医療法施行規則第3条第2項

令第4条の2第2項に規定する厚生労働省令で定める事項は、前項第5号に掲げる事項とする。

○医療法施行規則第3条第1項第5号

分娩を取り扱う助産所については、第15条の2第1項の医師(以下「嘱託医師」という。)の住所及び氏名(当該医師に嘱託した旨の書類を添付すること。)又は同条第2項の病院又は診療所の住所及び名称(当該病院又は診療所が診療科名中に産科又は産婦人科を有する旨の書類及び当該病院又は診療所に対し、同項に規定する嘱託を行った旨の書類を添付すること。)並びに同条第3項の嘱託する病院又は診療所の住所及び名称(当該病院又は診療所に嘱託した旨の書類を添付すること。)

○医療法施行規則第15条の2

- 1 分娩を取り扱う助産所の開設者は、分娩時等の異常に対応するため、法第十九条の規定に基づき、病院又は診療所において産科又は産婦人科を担当する医師を嘱託医師として定めておかなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、助産所の開設者が、診療科名中に産科又は産婦人科を有する病院又は診療所に対して、当該病院又は診療所において産科又は産婦人科を担当する医師のいずれかが前項の対応を行うことを嘱託した場合には、嘱託医師を定めたものとみなすことができる。
- 3 助産所の開設者は、嘱託医師による第一項の対応が困難な場合のため、診療科名中に産科又は産婦人科及び小児科を有し、かつ、新生児への診療を行うことができる病院又は診療所(患者を入院させるための施設を有するものに限る。)を嘱託する病院又は診療所として定めておかなければならない。

○医療法施行規則第15条の3

出張のみによってその業務に従事する助産師は、妊婦等の助産を行うことを約するときは、法第十九条第 二項の規定により、診療科名中に産科又は産婦人科及び小児科を有し、かつ、新生児への診療を行うことが できる病院又は診療所(患者を入院させるための施設を有するものに限る。)を当該妊婦等の異常に対応す る病院又は診療所として定めておかなければならない。